平成29年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

<u>監査テーマ:流域下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について</u>

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
18P	下水道課	(下水道水洗化率(接続率)の向上について) 下水道への接続は住民の法的な義務であるとともに、その接続率の向上は下水道経営に資するものである。下水道接続を推進する主体は市町であるが、県としては関連市町と連携を密にし、これまでの取組をより充実、発展させることを検討されたい。	これまでも下水道未接続の解消に向け、関連市町と連携した未接続世帯・事業所への戸別訪問や「下水道の日」キャンペーンの開催を通じた普及啓発に取り組んでいる。 令和元年度末現在の下水道水洗化率(接続率)は、前年度比0.5ポイント増の90.5%となっている。 今後も市町と連携し、水洗化率(接続率)の向上に努めていく。
39P	下水道課	(確実な老朽化対策の実行について) 県の浄化センターは、流域市町の生活排水を処理するために必要不可欠な施設であり、永続性が強く求められる。また、電気・機械設備等の調整については、耐震化工事と長寿命化工事を合わせて実施して効率化を図ることとしており、長寿命化工事の遅れは耐震化工事の遅れに繋がることとなる。よって、長寿命化計画で改築が必要と決定していた工事については、山形県流域下水道ストックマネジメント計画に基づき、限られた予算の中であっても優先順位を決めて、確実に実行していくことを検討されたい。	浄化センターの施設・設備に係る老朽化対策については、これまで各浄化センターのストックマネジメント計画に基づいて施工している。 今後も、流域下水道ストックマネジメント計画に基づき
40P	下水道課	(変更の生じた緊急輸送路に対応した管渠整備の実行について) 総合地震対策計画においては、耐震化の優先対策対象を緊急 輸送路に埋設されている管渠としているが、計画策定後緊急輸 送路の変更もあることから、現行の総合地震対策計画の修正を行 い、新たに緊急輸送路として指定された区間に埋設されている管 渠について本計画期間内に完了させるようされたい。	28年度策定の第一期計画に記載した区間及び平成 30年9月時点の見直し時に追加した区間の管渠は、令 和元年度までに耐震化を完了した。
77P	下水道課	(契約の相手方に対する指導について) 村山浄化センターにおいて、再委託業者が点検を行い、記入した「各中継ポンプ場機器点検日誌」を閲覧したところ、日付や曜日の誤った記載が存在した。 県としては、契約の相手先に対し、再委託業者の作成した成果物に対し、きめ細かな確認を行うよう指導されたい。	県から契約の相手先に対し、記載内容の確認作業の 徹底を再委託業者に対して指導するとともに、提出され た成果物の記載内容を十分確認するよう文書で通知し た。(平成30年4月2日付け事務連絡県土整備部下水 道課長から契約の相手先あて) また、県としても、業務委託の完了検査時(H30.4.26) に、再委託業者が作成した成果物を抽出して確認して いる。 今後も、再委託業者の作成した成果物に不備がない よう注意していく。
105P	下水道課	(地方公営企業法適用後の体制整備について) 地方公営企業法の適用後は、新たな財務諸表の作成、管理体制の確立及びその管理体制に基づくチェックなど、担当部署の仕事量が増加することが考えられる。平成29年度では流域下水道管理担当は3名である。この体制で適用後も十分な管理が行えるか検討の余地がある。 なお、県では企業局等、既に地方公営企業法が適用されているところがある。これらの管理体制等を十分参考にし、適切な管理体制の構築及び会計書類等の作成に努める必要がある。地方公営企業法の適用後の仕事量を勘案し、現在の下水道管理の体制で対応可能かを検討することが望ましい。	地方公営企業法適用後の業務量について調査を行い、それに見合った執行体制を確保するための職員の 業務体制について検討し、令和元年度から非常勤嘱託